

○ 資金清算機関に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五号）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿</p> | <p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第四条 法第六十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 免許を受けようとする者が株式会社である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。ハにおいて同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役及び監査役が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面</p> <p>ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人である</p> |

革を記載した書面)

(2) 住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

(3) 婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(4) 法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

ホ (略)

二 免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

二 理事及び監事の婚姻前の氏名を当該理事及び監事の氏名に併せて法第六十五条第一項の免許申請書に記載した場合において、ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ (略)

三〜七 (略)

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ときは、当該会計参与の登記事項証明書又はこれに代わる書面(並びに会計参与が法第六十六条第二項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを当該会計参与が誓約する書面

ホ (略)

二 免許を受けようとする者が一般社団法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

(新設)

二 (略)

三〜七 (略)

(資金清算業の一部の委託の承認の申請等)

第七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)又はこれに代わる書面及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

十三・十四 (略)

3 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

類

イ 法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ 第四条第一号ハ(3)を除く。又は第二号ハに掲げる書類

ハ 婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合

において、ロに掲げる書類(第四条第一号ハ(2)に掲げる書類又

一〇十一 (略)

十二 受託者が会計参与設置会社である場合にあつては、受託者の会計参与の氏名又は名称を記載した書面、住民票の抄本又はこれに代わる書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書)及び当該会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面)並びに当該会計参与が法第六十六条第二項第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面(会計参与が法人であるときは、当該会計参与が同項第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面)

十三・十四 (略)

3 (略)

(資本金の額等の変更の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 (略)

二 法第六十五条第一項第四号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ハ又は第二号ハに掲げる書類

は同条第二号ハの住民票の抄本又はこれに代わる書面に限る。

（）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三| 法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ| 法第六十五条第二項第三号に掲げる書類

ロ| 第四条第一号ニ（3）を除く。）に掲げる書類

ハ| 婚姻前の氏名を、氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類（第四条第一号ニ（2）に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

三| 法第六十五条第一項第五号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類及び第四条第一号ニに掲げる書類